

## 小型家電リサイクル法の施行に向けた準備状況

- 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会の審議状況について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の下に、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会を置き、以下の検討を行うこととされた。

- ・ リサイクルに係る独自の法制度が存在しない使用済小型電気電子機器中の有用金属のリサイクルの在り方
- ・ 家電4品目、パソコン及び自動車のリサイクルに関する取組み（リサイクルの実効性、有用金属のリサイクル等）の整合性

### 1. 審議状況

- 第1回（平成23年3月31日）、第2回（5月23日）、第3回（6月27日）、第4回（7月25日）、第5回（8月22日）、第6回（9月27日）、第7回（10月31日）、第8回（11月29日）、第9回（12月22日）
- 第10回（平成24年1月30日）
  - ・ 小型電気電子機器リサイクル制度の在り方についてとりまとめ、31日付で「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（第一次答申）」を答申
- 第11回（平成24年10月9日）
  - （産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会と合同）
  - ・ 使用済製品の有用金属の再生利用の在り方についてとりまとめ、同日付で「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」を答申
  - ・ 小型電子機器等リサイクル制度の詳細について議論

### 2. 今後の予定

12月13日に第12回小委員会（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会と合同）を開催し、引き続き小型電子機器等リサイクル制度の詳細について議論予定。

# 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

## 法制定の背景

### 資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

### 環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

## 法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、  
廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

## 法律の内容

### 基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表（内容）再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報保護その他の配慮すべき重要事項 等

### 再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

### 施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

# 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

## 【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

## 【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

## 【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等

### 製造業者(メーカー)の責務

- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

### 小売業者の責務

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

### 国の責務

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動

製造・販売

排出

回収

引渡

静脈物流

循環利用

国民

自治体

集積所

中間処理施設

金属製錬

### 消費者の責務

- ・分別して排出

回収

回収ボックス or 資源ゴミの  
新区分 or ピックアップ

引渡

中間処理

金属回収

### 市町村の責務

- ・分別して収集
  - ・認定事業者への引渡し
- ※各市町村の特性に合わせて回収方法を選択

### 認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

認定申請



認定、  
指導・助言等



### 国

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

# 回収方法

## ボックス回収



回収ボックスを公共施設や商業施設等に常設し、排出者が直接投入した物を定期的に回収する手法

## ステーション回収



ステーション(ごみ・資源回収場所)ごとに定期的に行っている資源回収に加えて、使用済小型家電専用のコンテナを新たに設置し、回収する手法

## イベント回収



集客力の高い各種イベント会場や家電量販店にボックスを設置し、イベント開催の期間に限定してボックス回収を行う手法

## ピックアップ回収



各自治体等の従来の分別区分に従って排出されたごみや資源から、使用済小型家電をリサイクルセンター等で抜き取る手法

# 個人情報漏洩リスクと個人情報保護対策のイメージ

●小型電子機器等の回収段階において想定される個人情報漏洩リスクに対して、個人情報保護対策を講じる必要がある。自治体に対して求められる個人情報保護措置については、検討中。

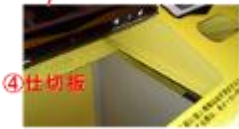


	排出者	市町村・小売店・集積所				中間処理施設	金属精錬施設
		ボックス	ステーション	ピックアップ	対面		
個人情報漏洩リスク	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボックスからの盗難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみステーションからの盗難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管時の盗難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管時の盗難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管時の盗難</li> <li>● 処理時の個人情報の漏洩</li> </ul>	—
個人情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人情報等のデータを消去してから排出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 盗難防止対策(ボックスの施錠等)</li> <li>● 対面回収の場合は、回収時の対策(データ消去、物理破壊等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 盗難防止対策(コンテナの施錠、ステーションへの人の立ち会い等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 盗難防止対策(施設できる場所での保管等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対面回収時の対策(データ消去、物理破壊等)。</li> <li>● 盗難防止対策(施設できる場所での保管等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管時の盗難防止対策(施設できる場所での保管等)</li> <li>● 中間処理施設にて物理破壊等</li> </ul>	—

市町村が対策をとる範囲

# 個人情報保護対策の事例

●個人情報保護対策の例としては、「対面での回収」「ボックス仕様の工夫(施錠、仕切り版の設置等)」「ステーションへの指導員等の立ち会い」等が考えられる。



①ごみ対策および盗難防止でフタを設置  
②小型家電の回収ボックスと分かるよう表示の変更  
③対象品目が分かるように品目表示を写真に変更  
④盗難防止で仕切り板を設置

【ボックス仕様の工夫例(茨城県)】

- ボックスへの施錠
- 盗難防止対策としてフタを設置
- 盗難防止対策として仕切り板を設置

【ステーションへの指導員の立会い例(水俣市)】

- 各ステーションのリサイクル推進員がステーションに立会い回収
- 盗難防止対策として、施錠及びチェーンを用いた他のコンテナとの連結を実施



# 再資源化事業計画の認定について

第10条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下同じ。)の事業(以下「**再資源化事業**」という。)を行おうとする者(当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。)は、**主務省令で定めるところにより**、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項第一号において「**再資源化事業計画**」という。)を作成し、**主務大臣の認定**を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(略)

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再資源化事業の内容が、**基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するもの**として主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる区域が、**広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するもの**として主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者及び前項第六号に規定する者の**能力並びに**同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する**施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるもの**として主務省令で定める基準に適合すること。

4 (略 欠格要件)



## 【概ねの検討項目・内容の例】

### ①廃棄物の適正処理

- 有害物質管理が行われ、生活環境の保全がなされていること
- 労働安全衛生及び個人情報保護が、適切に行われていること

### ②資源の確保

- 有用資源(有用金属及びプラスチック等)を適切に再資源化等ができること
- 金・銀・銅・白金・パラジウム等が回収できること

### ③広域な回収

- 複数都道府県内の市町村から引取義務を履行できること

### ④再資源化する者及び施設

- 認定事業者及びその委託を受けた者の資本及び財務基盤、施設規模及び能力

認定事業者

物流  
中間処理  
製錬等



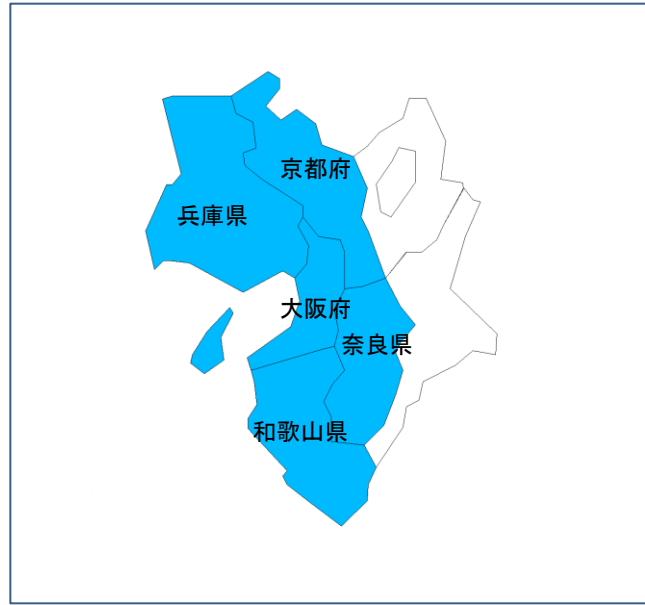
# 認定事業者の区域について（案）

指標	基準	備考
都道府県数	隣接する3都道府県以上	北海道と沖縄県は例外とする。
人口密度	当該地域における人口密度1,000人/km <sup>2</sup> 以下	

- 採算性の観点：回収金属の売却益により再資源化を実施する本制度において、認定事業者が乱立し過当競争に陥ることを防ぎ、円滑に制度を施行するためにはある程度広域で事業を実施する必要があることから、事業対象とする都道府県数の下限値を設定する。
- 公平性の観点：人口密集地域のみを対象としたいいわゆる“いいとこ取り”を回避することが空白地域を生じさせない上で重要であることから、人口密度の上限値を設定する。



【関東甲信の例】  
関東8県＋長野など



【近畿の例】  
大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山など

【関東、近畿以外】  
3県以上の要件を満たせば、申請可能



# 今後策定される政省令、基本指針、ガイドラインについて

今後、以下の政省令等を策定する。

## ○小型家電法施行令

法対象品目等を定める。

## ○小型家電法施行規則

小型家電のリサイクルを適切に行う者の能力、施設、内容に関する基準、各種手続きの方法等について定める。

## ○基本方針

小型家電リサイクルの促進の基本的方向、量に関する目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項等について記載する。

## ○認定申請ガイドライン <認定事業者向け>

認定事業者が、再資源化事業計画を作成あるいは変更し、それを申請するにあたって、計画に記載すべき事項や手続きの方法並びに詳細な審査基準を定める。

## ○使用済小型電子機器等の回収方法関連 <市町村、小売業者向け>

市町村や小売店が行う回収の方法や回収に際しての留意事項を、ガイドラインとして示す。

## ○市町村と認定事業者の契約関連 <市町村、認定事業者向け>

市町村と認定事業者が、引き渡しの契約を締結するにあたり、業者の選定方法、契約方法、双方で取り決めて契約に記載すべき事項等のガイドラインを示すとともに、引き取り義務の例外を示す。

# 今後のスケジュールについて

	国	市町村
12月	審議会 基本方針案、政省令概要案パブコメ	
H25年1月～2月	政省令公布 基本方針公表 ガイドライン発表 地方説明会	実証事業開始 認定事業実施希望者との調整開始
2月	地方説明会	
3月	実証事業(H25年度分)公募開始	実証事業申請
4月以降	法施行 認定申請受付開始(以後随時受付) 実証事業支援開始 認定	実証事業開始 分別収集開始(適宜)  認定事業者と順次契約